

瑞穂地区まちづくり協議会規約

R5. 4. 1

(名 称)

第1条 この会の名称は、瑞穂地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）とし、事務局を瑞穂地区公民館（以下「公民館」という。）におく。

(目 的)

第2条 瑞穂地区において、心身ともに健康で豊かな人間性と創造性に富んだ人づくりにつとめ、又住民自ら身近な地域課題の解決を図りながら、学びの成果を活かした住民主体の住みよいまちづくりを推進するため、行政との連携のもとにまちづくり計画を策定し、実施することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境保護と安心安全に暮らせるまちづくり
- (2) ふれあい支えあい思いやりのあるまちづくり
- (3) 個性と協調性が活きるまちづくり
- (4) 健やかで活気あふれるまちづくり
- (5) 集いあい、学びあい、つながるまちづくり
- (6) 何でも話し合え、実現に向けて取り組めるまちづくり
- (7) その他協議会に必要な事業

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 瑞穂地区の各集落の区長および各集落の推薦を受けた者
 - (2) 瑞穂地区内に存する各種団体のうち別に定める団体の代表者
 - (3) 会長の推薦を受けた者
 - (4) 社会教育・まちづくり推進員（以下「公民館職員」という。）
- 2 委員の任期は、2年とする。補欠または増員によって選出された委員の任期は、前任者、または現任している委員の残任期間とする。
- 3 1項（4）の者にあつては、鳥取市会計年度任用職員採用条件による。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 専門部会長・副部会長 | 若干名 |
| (5) 庶務・会計 | 3名 |
| (6) 会計監査 | 2名 |

(事務局)

第6条 事務局を公民館内に置き、公民館職員は事務局員を担う。

事務局長 1名

主任、主事、その他必要な職員若干名

- 2 事務局長は館長とし、その他の職員は庶務・会計とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理

する。

- 3 事務局長は、協議会の事務を統括し、会長、副会長ともに欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 4 専門部会長は、各専門部会の事業を統括する。
- 5 庶務・会計は、協議会の庶務、会計事務及び事業調整を行う。
- 6 会計監査は、協議会の経理を監査する。

(役員の選出)

第8条 会長、副会長、会計監査は、総会において委員の互選により定める。ただし、会計監査は第4条1項(1)の各集落の区長から選任する。

- 2 専門部会長・副部会長は各専門部会において互選により定める。
- 3 事務局長・庶務・会計（公民館職員）は、鳥取市会計年度任用職員採用条件による。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、委員の任期とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 事務局長・庶務・会計（公民館職員）については、鳥取市会計年度任用職員採用条件による。

(会 議)

第10条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総 会)

第11条 総会は委員をもって構成する。

- 2 総会は年1回以上会長が招集し開催するものとし、委員の過半数（委任状を含む）が出席することにより成立する。
- 3 総会の議長は、会長が務める。
- 4 総会は、次の事項を協議する。
 - (1) 規約の変更に関する事
 - (2) まちづくり計画の策定及び変更に関する事
 - (3) 会長、副会長及び会計監査の選出に関する事
 - (4) 専門部会の改廃に関する事
 - (5) 事業計画及び予算・決算に関する事
 - (6) その他第2条の目的を達成するための事項に関する事
- 5 総会の協議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 感染症のまん延等特別な事態が発生し、総会を招集することができないと会長が決定したときは、会長は書面又は電磁的方法をもって表決（以下「書面表決」という。）する方法により総会を開催することができる。
- 7 前項の場合における総会は、過半数の書面表決書の提出によって成立し、総会の議事は書面表決書の提出者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは会長がこれを決する。

(役員会)

第12条 役員会は、会計監査以外の役員をもって構成する。ただし、会計監査は必要と認めたときは、役員会に出席して意見を述べることができる。

- 2 第11条2項の規定は、役員会の開催について準用する。
- 3 役員会は、協議会の事業立案・運営を行う。

(委員の職務)

第13条 委員は、協議結果について、瑞穂地区住民に理解と協力を求めるよう努めるものとする。

- 2 第4条1項(2)に定める委員は、その所属する団体の意見をまとめ、これを協議会に反映させるよう努めるものとする。

(専門部会)

第14条 協議会の専門的事項を調査研究するため、並びに、活動を効果的に行うために、次の専門部会を置く。

- (1) 総務環境部会
 - (2) 健康福祉部会
 - (3) 地域文化部会
 - (4) 体育振興部会
 - (5) 公民館事業部会(青少年育成関係事業・地区公民館事業)
- 2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成し、それぞれに部会長1名、副部会長2名を互選する。但し、地区公民館事業は除く。
 - 3 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し開催するものとし、会議の議長は部会長があたる。
 - 4 専門部会長は、専門部会での調査研究及び活動の結果を総会に報告するものとする。
 - 5 専門部会の活動分野、任務および分担などの必要な事項は、会長が各専門部会と協議して定める。

(特別部会)

第15条 協議会の事業を遂行するため、特別部会を設けることができる。

(賛助金)

第16条 瑞穂地区内に居住する世帯は、協議会および各集落の振興をはかるため、協議会が定める金額を賛助金として拠出するものとする。但し、生活保護世帯およびこれに準ずる世帯についてはこの限りではない。

(会 計)

第17条 協議会の経費は、補助金、助成金、賛助金その他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

(委任事項)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、協議会の意見を聞き会長は別に定める。

(顧 問)

第19条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、第2条の目的達成に寄与するものとする。

(補 則)

第20条 別表の改編は、会長がこれを行い直近の総会に報告するものとする。

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は総会に諮って会長が定める。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

瑞穂地区区長会、鳥取市消防団気高地区団第4分団、民生児童委員代表、瑞穂地区自主防災会連絡協議会、瑞穂地区環境を守る会、瑞穂南部福寿会、下坂本あじさい会、日光老人クラブ、瑞穂小学校PTA、気高中学校PTA、瑞穂水利組合、土居水田利用組合、農産物加工施設利用者代表、瑞穂地区体育会、瑞穂地区人権教育推進協議会、食育推進委員気高支部、瑞穂地区健康づくり推進委員会、瑞穂卓球同好会、瑞穂グラウンドゴルフ同好会、瑞穂野球倶楽部、瑞穂ソフトバレー同好会、瑞穂バレーボール、瑞穂バドミントンクラブ
